UIJターン新規就業支援事業における鹿追町移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 鹿追町は、北海道創生総合戦略及び鹿追町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、 鹿追町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、北 海道と共同して行う UIJ ターン新規就業支援事業において、東京圏(埼玉県、千葉県、東 京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)から鹿追町に移住・定着に至った場合、本要綱の 定めるところにより、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

当該移住支援金の交付については、UIJターン新規就業支援事業(以下、道要領という。)、 地域課題解決型起業支援事業費補助金交付要綱、地域課題解決型企業支援金交付規則及び 法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあっては最大100万円、単身の申請の場合にあっては最大60万円とする。なお、令和4年4月1日以降令和5年3月31日までに18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき最大30万円、令和5年4月1日以降に18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき最大100万円を加算する。

(対象者要件)

- 第3条 助成金の交付対象者は、道要領第5の1(1)アの要件を満たす者のうち、イ、ウ又はエの要件を満たす者とする。ただし、道要領中「道内の移住支援金を支給する市町村」 及び「転入先の市町村」とあるのは「鹿追町」と読み替えるものとする。
 - 2 前項に掲げる者で、世帯向けの金額を申請する場合は、道要領第5の1(1)カの要件 を満たさなければならない。

(交付の申請)

- 第4条 移住支援金の申請者は、移住支援金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して鹿追町長に提出しなければならない。
 - (1) 就職の場合にあっては、就業証明書(様式第2号)
 - (2) 起業の場合にあっては、北海道の地域課題解決型起業支援金交付規程第9条第1項に 規定する地域課題解決型起業支援金交付決定通知書
 - (3) 本人確認書類
 - (4)対象者要件を満たすことを証する書類

(交付決定の通知)

第5条 鹿追町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付する ことが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者 に通知する。

審査の結果、支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度に

おける支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(支援金の交付)

第6条 交付決定を行った申請者に対しては、申請から6か月以内に移住支援金の交付を行う。

(報告及び立入調査)

第7条 北海道及び鹿追町は、UIJターン新規就業支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、UIJターン新規就業支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

- 第8条 鹿追町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして北海道及び鹿追町が認めた場合はこの限りではない。
 - (1) 全額の返還
 - (ア) 虚偽の申請等をした場合
 - (イ) 移住支援金の申請日から3年未満に鹿追町から転出した場合
 - (ウ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
 - (エ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合
 - (2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に鹿追町から転出した場合

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、北海道と鹿追町が協議して定める。

附 則

- この要綱は、令和2年6月19日から施行する。
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。